

病院勤務医・医療従事者・看護職員 負担軽減の取り組みについて

当院では、病院勤務医・医療従事者・看護職員が診療に専念できる環境整備を図るため、2018年度に「病院勤務医・医療従事者負担軽減検討委員会」を設置しました。さらに2022年度には、医師への対応を強化するため「医師の負担軽減対策部会」を立ち上げ、以下の項目を含めた業務全体の見直しを進めております。

病院勤務医(医師)の負担の軽減および処遇の改善に資する体制の整備

- ①医師・医療関係職種・事務職員などにおける役割分担の実施
- ②勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ③前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- ④予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ⑤当直翌日の業務内容に対する配慮
- ⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間雇用医師の活用

看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する体制の整備

- ①夜勤を含む交代制勤務に従事する職員の終了時刻と直後の勤務の開始時刻が11時間以上の間隔を設ける（勤務間インターバル）
- ②夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤回数を2回以下とする
- ③所属部署以外の部署を一時的に支援するために夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整および部署間の業務標準化の取り組みを夜勤時間帯に実施
- ④みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が5割以上とする
- ⑤夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所の設置（病児保育可）
- ⑥ICT・AI・IoTなどの活用による業務負担の軽減